

# 大阪市立義務教育学校生野未来学園 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係諸機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「大阪市立生野未来学園いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識を持つ。
- 2 いじめられている生徒を絶対に守る。
- 3 学校が一丸となって組織的に対応する。
- 4 いじめる生徒に対して、毅然とした態度で指導する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 6 生徒と生徒、生徒と教職員の間、信頼関係を築く。
- 7 いじめの早期発見・早期対応に努める。
- 8 いじめの問題について、保護者、地域、関係諸機関との連携を深める。

## III いじめの未然防止についての取組

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

### 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「明るくたくましい子ども」育成のために「生野未来学園いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

(1) いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

道徳の授業内容を充実させ児童の道徳的実践力をそだてるとともに、一人一人を大切に  
する人権意識を育て、いじめを許さない集団の育成を図る。

(2) 未然防止・早期発見のための取組

学級担任を中心に、児童の生活・行動や心の変化を見守り、いじめにつながる行  
為については、見逃さないことを全教職員で共通理解するとともに、いじめ実態調  
査アンケートなどによる実態の把握に努める。校内の教職員、子ども相談センタ  
ー、スクールカウンセラーなど相談の窓口が複数あることを、児童・保護者に伝え  
る。

(3) 家庭・地域との連携

学校協議会、民生主任児童委員との連絡会、PTA実行委員会や懇談会等を通じ  
て、児童の実態・指導方針等の情報交換をする。

### 3. 基本姿勢

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるとい  
う事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組みを全教職  
員で行う。

(1) わかる授業づくりと授業規律の確保

- ・わかる授業づくりのために、指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究  
等、授業改善に取り組む。また、児童生徒が学習での自己有用感を高め、少し  
でも達成感や充実感を持てる「居場所づくり」につなげられるために、授業に  
おいて話し合い活動などの共通実践を実施する。
- ・生活指導面での取組みを通して、学習規律の確立や配慮を要する児童への対応を  
図る。
- ・研修活動を通して、相互公開授業等「わかる授業」づくりに取り組む。
- ・授業研究会を通して、指導力の向上を図る。

(2) 自己有用感を高める（児童会活動・生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ・学級活動や児童会活動・生徒会活動の取組みを通して、一人一人が活躍すること  
ができる活動を充実させる。
- ・縦割り班など異学年との活動を通して、友だちや教職員と関わり、人とのつながり  
を感じることでできる集団づくりに取り組む。
- ・自尊感情を育むために、児童生徒一人一人を認め、自己有用感を高める指導を充実  
させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ・年間指導計画に沿って、道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ・日々の教育活動を通して、命の大切さや互いを思いやることの大切さが実感できる  
ようにする。
- ・さまざまな取組みや学習指導を通して、「傍観者」もいじめに加担しているこ  
とを認識させるなど学級集団育成を進める。
- ・情報機器の使用を通じて、情報モラルを確実に身につけさせる。

#### 4. いじめの早期発見についての取り組み

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) 児童生徒の観察の充実と情報の共有化を図る。

(ささいな変化に気づくことができる体制を確立する。)

(2) アンケート調査の活用を図るとともに教育相談(個人面談)を実施する。

(3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図る。

(4) 個々の事例に応じては、外部機関との連携を深める。

(5) 校長室をいじめ相談窓口として設置し、その周知を広める。

#### 5. いじめの早期解決についての取り組み

##### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめ事案をいじめ防止対策委員会へ報告する体制の確立を図る。

(2) 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制の確立を図る。

(情報の共有化や教職員の連携等に重点をおく)

(3) 被害児童の保護、加害児童生徒への指導について共通理解のもと行う。

(4) 場合に応じては、警察などの関係機関との連携も視野に入れる。

(5) 家庭・地域との連携については、問題事例の有無に関わらず継続して行う。

(6) ネット上のいじめに対応するための教育を進める。

(7) 教育相談

・後期課程の教育相談の実施については、年間行事予定から生活指導部で日程を検討する。

・いじめ調査アンケートを実施し、それらをふまえて教育相談を行う。

・教育相談で気づいた情報は、登校指導、昼食指導、授業、休み時間、放課後、部活動などにおいても、生徒のささいな変化を見逃さずに、それらの情報を教職員間で共有して、適宜声かけをする。

※欠席状況の把握と欠席しがちな生徒との面談・家庭連携等

※SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)との連携

#### 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織名称「いじめ防止対策委員会」

<構成> 管理職(委員長:学園長 准校長)・生徒指導主事・生活指導部長

・人権教育主担、教務主任・学年主任・担任・養護教諭等

※ 事案に応じて、SC・SSWなど必要なメンバーを加える。

- <役割> ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
  - ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

<年間計画>

【調査等】

- ・児童生徒対象の記名式のいじめアンケート調査 年3回（学期に1回）  
※ただし、緊急を要する場合は無記名式の特別なアンケートを行う。
- ・個人懇談会等を通じた保護者からの聞き取り調査 年2回（1、2学期）

【研修会】

- ・人権教育実践研修会 年2回（1、3学期）
- ・生活指導連絡交換会 月1回（職員会議）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①学校ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発を進める。
- ②学校協議会へ提案し、協力を仰ぐ。
- ③場合に応じ、委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請を行う。

(3) 取組内容の検証

- ①PDCAサイクルの活用を図るとともに「運営に関する計画」との関連についても検討していく。
- ②取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関しての改善を常に行っていく。

7. 個別のいじめに対して学校が講ずる措置

(1) いじめの事実確認…具体的な内容の把握を正確かつ迅速に行う。

・いつ ・どこで ・どのような状況で ・誰が ・誰に ・何をしたか

(2) 校内での情報共有（1次）…学園長 准校長 教頭 教務 担任 生活指導部長

(3) いじめを受けた児童とその保護者に対する支援

(4) いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言

・児童への指導

個別指導 ⇔ 全体指導…関係児童と周囲の児童への指導を徹底する。

(5) 連絡・報告・情報共有

校内での情報共有（2次）・関係保護者・  
関係諸機関（教育委員会 子ども相談センター等）

(6) 状況に応じて保護者会や学校協議会を開催する。

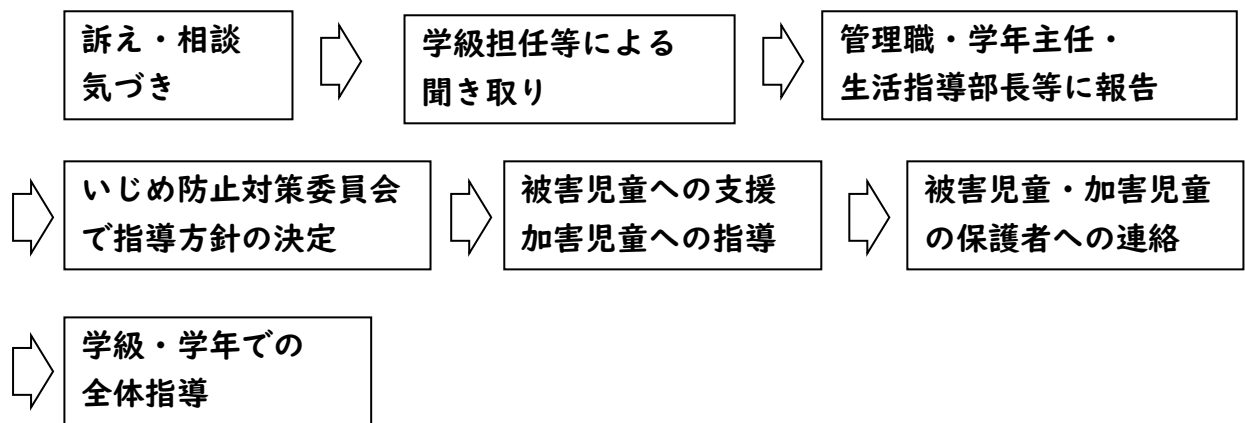
## 8. 重大事案への対処

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ・ 学校の対応を明確にする。(隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化)
- ・ 調査組織の設置や事実関係の明確化を図る。
- ・ 被害児童及びその保護者への適切な情報提供を行う。
- ・ 教育委員会への報告は随時行う。

### ※ いじめ発見の際の流れ



※ いじめが起きた時の対応

(1) 解決に向けて

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒とその保護者の支援を最優先にするとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で関係児童生徒に指導にあたる。指導においては、社会性の向上、児童生徒の人格の成長につながる指導に努める。

(2) いじめに対する措置について

